

介護保険制度の見直しに関する意見書(和歌山県龍神村議会(第四二八九号)
介護保険制度の充実を求める意見書(岡山県赤坂町議会(第四二九〇号)
介護保険制度の「見直し改悪」をやめ、介護保険制度の改善を求める意見書(岡山県湯原町議会(第四二九一号)
介護保険制度の「見直し改悪」をやめ、介護保険制度の改善をはかる事を求める意見書(岡山県久米町議会(第四二九二号)
介護保険の改善に関する意見書(福岡県中間市議会(第四二九三号)
介護保険の改善に関する意見書(福岡県小竹町議会(第四二九四号)
介護保険の改善に関する意見書(福岡県鞍手町議会(第四二九五号)
介護保険の改善に関する意見書(福岡県宮田町議会(第四二九六号)
介護保険の改善に関する意見書(福岡県庄内町議会(第四二九七号)
介護保険の改善に関する意見書(福岡県大平村議会(第四二九八号)
改革年金法の実施を中止し、全ての国民が安心して暮らせる年金制度の実現を求める意見書(大分県竹田市議会(第四二九九号)
「改革」年金法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める意見書(大分県挾間町議会(第四三〇〇号)
「改革」年金法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める意見書(大分県湯布院町議会(第四三〇一号)
「改革」年金法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める意見書(大分県三重町議会(第四三〇二号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(北海道栗山町議会(第四三〇三号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続及び改善を求める意見書(岩手県水沢市議会(第四三〇四号)

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(岩手県釜石市議会(第四三〇五号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(岩手県雫石町議会(第四三〇六号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(岩手県安代町議会(第四三〇七号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(岩手県大迫町議会(第四三〇八号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(岩手県東和町議会(第四三〇九号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(岩手県胆沢町議会(第四三一〇号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(岩手県大東町議会(第四三一一号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(岩手県普代村議会(第四三一二号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(岩手県野田村議会(第四三一三号)
緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続・改善を求める意見書(千葉市議会(第四三二四号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(千葉県成田市議会(第四三二五号)
緊急地域雇用特別交付金制度の存続を求める意見書(大阪府貝塚市議会(第四三二六号)
緊急地域雇用創出特別交付金制度の存続・改善又は、新たな代替処置を求める意見書(鳥取県琴浦町議会(第四三二七号)
緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続・改善を求める意見書(佐賀県基山町議会(第四三一八号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善・強化を求める意見書(宮崎県門川町議会(第四三一九号)
緊急地域雇用創出特別交付金の改善・継続を求める意見書(鹿児島県出水市議会(第四三二〇号)
国の負担による介護保険制度の改善を求める意見書(岩手県大迫町議会(第四三二一号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(北海道函館市議会(第四三二二号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(北海道夕張市議会(第四三二三号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(北海道岩見沢市議会(第四三二四号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(北海道三笠市議会(第四三二五号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(北海道登別市議会(第四三二六号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(北海道北広島市議会(第四三二七号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(北海道岩内町議会(第四三二八号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(北海道仁木町議会(第四三二九号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(北海道栗山町議会(第四三三〇号)
混合診療の解禁についての慎重審議を求める意見書(岩手県水沢市議会(第四三三一号)
高齢者虐待防止に関する法律の制定を求める意見書(仙台市議会(第四三三二号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(宮城県気仙沼市議会(第四三三三号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(福島県議会(第四三三四号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(茨城県水海道市議会(第四三三五号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(茨城県総和町議会(第四三三六号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(群馬県太田市議会(第四三三七号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(埼玉県吉川市議会(第四三三八号)
高齢者虐待防止法の制定に関する意見書(千葉県船橋市議会(第四三三九号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(東京都三鷹市議会(第四三四〇号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(東京都武蔵村山市議会(第四三四一号)

高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(神奈川県座間市議会(第四三四二号)
子育て支援策の充実を求める意見書(愛知県扶桑町議会(第四三四三号)
国民が安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書(愛知県扶桑町議会(第四三四四号)
「公契約法」の推進など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(三重県議会(第四三四五号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(滋賀県安曇川町議会(第四三四六号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(京都府宇治市議会(第四三四七号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(大阪府吹田市議会(第四三四八号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(大阪府貝塚市議会(第四三四九号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(大阪府泉佐野市議会(第四三五〇号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(大阪府摂津市議会(第四三五一号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(大阪府東大阪市議会(第四三五二号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(大阪府泉南市議会(第四三五三号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(大阪府交野市議会(第四三五四号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(大阪府田尻町議会(第四三五五号)
公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書(兵庫県芦屋市議会(第四三五六号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(奈良県大和高田市議会(第四三五七号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(奈良県天理市議会(第四三五八号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(奈良県河合町議会(第四三五九号)
高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(鳥取

市議会(第四三六〇号) 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(広島県戸町議会)(第四三六一号) 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(愛媛県宇和島市議会)(第四三六二号) 雇用創出効果の高い新たな国の支援制度の創設を求める意見書(愛媛県津島町議会)(第四三六三三三) 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(福岡県飯塚市議会)(第四三六四号) 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(福岡県中間市議会)(第四三六五号) 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(福岡県宗像市議会)(第四三六六号) 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(福岡県鞍手町議会)(第四三六七号) 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(福岡県浮羽町議会)(第四三六八号) 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(佐賀県唐津市議会)(第四三六九号) 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(熊本県荒尾市議会)(第四三七〇号) 国庫負担の増額で介護保険制度の改善を求める意見書(熊本県千町議会)(第四三七一号) 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(那覇市議会)(第四三七二二) 最低保障年金制度の実現を求める意見書(大分県米津村議会)(第四三七三三) 児童扶養手当の減額に関する意見書(神奈川県小田原市議会)(第四三七四号) 支援費予算に関する意見書(愛知県扶桑町議会)(第四三七五五) 社会福祉制度改正に関する意見書(北海道岩見沢市議会)(第四三七六号) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しを求める意見書(鳥取県議会)(第四三七七号) 住民に身近な社会保険行政は自治体で実施することを求める意見書(新潟県柏崎市議会)(第四三七八号)	障がい者施策「改革」案に関する意見書(北海道北広島市議会)(第四三七九号) 生活保護費負担金等に係る国庫補助率の引き下げに反対する意見書(北海道函館市議会)(第四三八〇号) 生活保護費国庫負担金の負担率引き下げに反対する意見書(京都府宇治市議会)(第四三八一号) 生活保護費の国庫負担率引き下げの中止を求める意見書(大阪府吹田市議会)(第四三八二二二) 生活保護費国庫負担金の負担率引き下げに反対する意見書(徳島県日和佐町議会)(第四三八三三三) 生活保護の切り下げを行わないよう求める意見書(愛媛県内子町議会)(第四三八四四) 生活保護の切り下げを行わないよう求める意見書(愛媛県愛南町議会)(第四三八五五) 地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書(北海道岩見沢市議会)(第四三八六六) 地方交付税の総額確保と生活保護費国庫負担率引き下げ反対を求める意見書(大阪市議会)(第四三八七七) 地域雇用対策の改善・強化を求める意見書(宮崎県串間市議会)(第四三八八八) 地域雇用対策の改善・強化を求める意見書(宮崎県佐土原町議会)(第四三八九九) 地域雇用対策の改善・強化を求める意見書(宮崎県高岡町議会)(第四三九〇〇) 地域雇用対策の改善・強化を求める意見書(宮崎県須木村議会)(第四三九一一) 日歯連やミ献金事件等の真相解明と企業・団体献金の禁止を求める意見書(東京都武蔵村山市議会)(第四三九二二) NEETに対する就業支援対策を求める意見書(静岡県議会)(第四三九三三) 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書(岩手県水沢市議会)(第四三九四四) 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書(岩手県安代町議会)(第四三九五五) 乳幼児医療費無料制度を求める意見書(岩手県乳幼児医療費無料制度を求める意見書(岩手県大迫町議会)(第四三九六六) 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書(岩手県胆沢町議会)(第四三九七七) 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書(岩手県大東町議会)(第四三九七八) 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書(岩手県野田村議会)(第四三九九九) 年金改革法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める意見書(大分県上津江村議会)(第四四〇〇〇) パートタイム労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書(神奈川県座間市議会)(第四四〇〇一) BSE全頭検査の継続を求める意見書(北海道厚岸町議会)(第四四〇二二) BSE全頭検査の継続を求める意見書(北海道阿寒町議会)(第四四〇三三) BSE対策に関する意見書(山形県議会)(第四四〇四四) BSE対策におけるアメリカ産牛肉の輸入解禁に反対する意見書(山口県周南市議会)(第四四〇五五) 保育所運営費の一般財源化反対、保育制度の堅持・拡充に関する意見書(岡山県井原市議会)(第四四〇六六) 保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続、保育制度の堅持・拡充に関する意見書(岡山県赤坂町議会)(第四四〇七七) 未支給年金請求に関する改革を求める意見書(群馬県太田市議会)(第四四〇八八) 民間保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続に関する意見書(岡山県建部町議会)(第四四〇九九) 民間保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続に関する意見書(岡山県吉永町議会)(第四四一〇〇) 民間保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続に関する意見書(岡山県佐伯町議会)(第四四一一一)	民間保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続に関する意見書(岡山県瀬戸内市議会)(第四四一二二) 民間保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続に関する意見書(岡山県久世町議会)(第四四一三三) 民間保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続に関する意見書(岡山県西栗倉村議会)(第四四一四四) 民間保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続に関する意見書(岡山県久米町議会)(第四四一五五) 民間保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続に関する意見書(岡山県柵原町議会)(第四四一六六) よりよい介護保険制度への改善を求める意見書(大阪府泉南市議会)(第四四一七七) 利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書(岡山県建部町議会)(第四四一八八) 利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書(岡山県赤坂町議会)(第四四一九九) 利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書(岡山県吉永町議会)(第四四二〇〇) 利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書(岡山県佐伯町議会)(第四四二一一) 利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書(岡山県西栗倉村議会)(第四四二二二) 利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書(岡山県久米町議会)(第四四二三三) 利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書(岡山県柵原町議会)(第四四二四四) 若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書
--	---	--

(宮城県亘理町議会)(第四四二五号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出第一四号)

○鴨下委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案及び児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。尾辻厚生労働大臣。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○尾辻国務大臣 ただいま議題となりました二法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦没者等の遺族に対しましては、弔慰の意を表するため、これまで戦後何十周年といった特別な機会をとらえ特別弔慰金を支給してきたところでありますが、本年は戦後六十周年ということで、改めて弔慰の意を表するため、これらの方々に対し特別弔慰金を支給しようとするものであります。

その改正の内容は、戦没者等の遺族であつて、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の

支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面四十万円、十年償還の国債を支給するものであります。

なお、この法律の施行期日は、平成十七年四月一日としております。

次に、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

児童扶養手当などの各種手当制度につきましては、児童扶養手当法等の定めるところにより、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することとなっておりますが、近年の物価の下落に対しましては、公的年金とともに、平成十二年度から十四年度までの過去三カ年においては、手当額を据え置く特例措置を講じ、平成十五年度及び十六年度においては、前年の消費者物価の下落分のみ改定する特例措置を講じました。その結果、平成十六年度においては、児童扶養手当法等の規定どおりに改定した場合の額よりも一・七%かさ上げされた手当額となっており、児童扶養手当法等の規定どおりに改定を実施した場合に、平成十七年度においては、一・七%減額改定することとなります。

このため、特例措置によりかさ上げされている一・七%分について、平成十七年度以降、手当受給者の生活に配慮した段階的な解消を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

平成十七年度以降の各種手当の金額について、児童扶養手当法等の規定どおりに計算した額と同額になるまでの間、特例として、平成十六年度の手当額を基準として、消費者物価が上昇した場合には据え置き、消費者物価が下落した場合にはその下落分のみ改定する措置を講じていくこととしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十七年四月一日としております。

以上、二法案の提案理由及びその内容の概要に

ついて御説明申し上げました。
何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鴨下委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る九日水曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十五分散会

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項並びに第三条ただし書中「平成十一年四月一日」を「平成十七年四月一日」に改める。

第五条第一項中「二十四万円」を「四十万円」に、「六年」を「十年」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行(施行期日)

行する。

(経過措置等)

第二条 この法律による改正前の特別弔慰金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の特別弔慰金を受けることができる者に交付する国債の発行の日は、平成十七年十月一日とする。

理由

公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律

1 平成十七年四月以降の月分の次の表の上欄に掲げる手当については、同表の下欄に掲げる規定により計算した額がそれぞれの手当につき次の項の規定により読み替えられた同項の表の上欄に掲げる規定により計算した額に満たない場合は、次の表の下欄に掲げる規定(他の法令において引用する場合を含む)にかかわらず、当該額をこれらの手当の額とする。

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当	児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準用する同

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定による福祉手当	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による医療特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による原子爆弾小頭症手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

児童扶養手当法第五条第一項	四万千五百円	四万千八百八十円（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十六年（この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、四万千八百八十円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額）にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条	三万三千三百円	三万三千九百円（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十六年（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、三万三千九百円（この条

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千四百七十円	一万四千四百三十円（物価指数が平成十六年（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、一万四千四百三十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額）にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の三	二万六千五百円	二万六千五百二十円（物価指数が平成十六年（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、二万六千五百二十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額）にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）
昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千四百七十円	一万四千四百三十円（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十六年（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、一万四千四百三十円（この条の規定による額の改定が行われたときは

原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律第二十四条第三 項	十三万五千四百円	は、当該改定後の額）にその低下した比率 を乗じて得た額を基準として政令で定める 額）
原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律第二十五条第三 項	五万円	十三万七千八百四十円（総務省において作 成する年平均の全国消費者物価指数（以下 「物価指数」という。）が平成十六年（この 項の規定による額の改定が行われたとき は、直近の当該改定が行われた年の前年） の物価指数を下回るに至った場合において は、その翌年の四月以降、十三万七千八百 四十円（この項の規定による額の改定が行 われたときは、当該改定後の額）にその低 下した比率を乗じて得た額を基準として政 令で定める額）
原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律第二十六条第三 項	四万六千六百円	五万九千九百円（物価指数が平成十六年（この 項の規定による額の改定が行われたとき は、直近の当該改定が行われた年の前年） の物価指数を下回るに至った場合において は、その翌年の四月以降、五万九千九百円（こ の項の規定による額の改定が行われたとき は、当該改定後の額）にその低下した比率 を乗じて得た額を基準として政令で定める 額）
原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律第二十七条第四 項	三万三千三百円	四万七千四百四十円（物価指数が平成十六 年（この項の規定による額の改定が行われ たときは、直近の当該改定が行われた年の 前年）の物価指数を下回るに至った場合に おいては、その翌年の四月以降、四万七千 四百四十円（この項の規定による額の改定 が行われたときは、当該改定後の額）にそ の低下した比率を乗じて得た額を基準とし て政令で定める額）
原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律第二十八条第三 項		
一万六千七百円	ときは、当該改定後の額）にその低下した 比率を乗じて得た額を基準として政令で定 める額） 一万七千円（物価指数が平成十六年（この 項の規定による額の改定が行われたとき は、直近の当該改定が行われた年の前年） の物価指数を下回るに至った場合において は、その翌年の四月以降、一万七千円（こ の項の規定による額の改定が行われたとき は、当該改定後の額）にその低下した比率 を乗じて得た額を基準として政令で定める 額）	
三万三千三百円		
附 則 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。 理 由 現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十七年度 以降の児童扶養手当等の額について、児童扶養手 当法等に規定する手当額の自動改定の特例措置を 定める必要がある。これが、この法律案を提出す る理由である。		

平成十七年三月十日印刷

平成十七年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F